

令和6年度インバウンド向け観光素材紹介資料の多言語化補助事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海外の旅行会社と福井県内の観光事業者（以下「事業者」という。）による取引の活性化を図るため、事業者のインバウンド向け観光コンテンツの営業資料（以下「営業資料」という。（様式第1号））の多言語化に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助の対象となる事業者は、福井県内においてインバウンドに対応した、宿、体験・アクティビティ等の観光コンテンツを有し販売を行う者、または、これらの事業者から観光コンテンツ販売の委託を受けている者とする。

(補助額)

第3条 補助額は、営業資料の翻訳に要する費用の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て、1資料1言語あたり20,000円上限）とする。

- 2 補助は、1資料あたり3言語までとする。
- 3 同一事業者が申請可能な資料数は、3資料までとする。

(交付の要件)

第4条 営業資料の翻訳は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 営業資料の観光コンテンツが訪日外国人旅行客を対象としたものであること。
- (2) 令和7年2月28日までに翻訳が完了すること。
- (3) 翻訳した営業資料を、連盟および福井県が国内外の旅行博、セールスコール、商談会、ホームページ等で、条件なく使用することを認めること。

(受付期間)

第5条 申請の受付期間は、令和6年6月20日から令和7年2月21日までとする。

- 2 補助金は、先着順に受け付け、予算の上限額に達し次第、応募を締め切るものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、連盟にメールまたは郵送により補助金交付申請書(様式第2号)および連盟が必要と認める必要書類を提出しなければならない。

2 前項の申請は、営業資料の翻訳を開始する7日前(7日前が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに提出すること(必着)。申請前に行われた営業資料の翻訳については、補助の対象としない。

【提出先】

公益社団法人福井県観光連盟 観光地域づくり推進事業部

(郵送) 〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県宝永分庁舎2階

(メール) info@fukuioyado.com

(交付の決定)

第7条 前条の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し申請者に通知する。

(申請内容の変更または中止)

第8条 申請者は、前条により交付決定された内容を変更または中止する場合は、変更・中止承認申請書(様式第3号)をメールまたは郵送により連盟に提出し、その承認を受けなければならない。なお、提出先は第6条2項に記載する宛先とする。

(実績報告等)

第9条 申請者は、営業資料の翻訳完了日から起算して14日以内または令和7年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書等(様式第4号および様式第5号)に関係書類を添えて、メールまたは郵送により連盟に提出しなければならない(必着)。なお、提出先は第6条2項に記載する宛先とする。

2 実績報告書等の提出に合わせて、翻訳前後の営業資料の電子データをメールにより連盟に提出しなければならない(必着)。

(補助金の交付等)

第10条 前条の実績報告があった場合、連盟は検査を行い、合格と認めた後、補助金を交付する。

2 連盟は、補助金を申請者が指定する銀行口座(日本国内の口座に限る。)へ日本円で振り込む。

- 3 前項の送金に要する手数料は、申請者が負担することとし、連盟は第1項により確定した補助額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。

(遂行状況の報告)

第11条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、その遂行状況を報告させることができる。

- 2 前項の照会があった場合、申請者は10日以内に回答することとする。なお、連盟は回答の内容を考慮し、交付決定を変更・取消する場合がある。

(交付決定の取消)

第12条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、または補助の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

- 2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に連盟が申請者に支払った補助金については、申請者はこれを連盟に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。